

事 務 連 絡

令和7年2月28日

各建設業関係団体の長様

かずさ水道広域連合企業団

特例措置及びインフレスライド条項の運用について（通知）

令和7年3月から適用する「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、当企業団が発注・契約する工事等においては、下記のとおり特例措置を運用することとしましたので通知します。

記

1 令和7年3月1日以降契約を締結する工事及び業務等（特例措置）

（1）対象

令和7年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの。詳細は別添千葉県通知参照のこと。

2 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事（インフレスライド条項）

（1）対象

契約書にインフレスライド条項が規定された工事において、残工期が2ヶ月以上ある工事。工期内に賃金水準（設計労務単価）の変更が生じていなくても（物価水準の変更が生じている場合）、インフレスライド条項の請求が可能。詳細は「建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）の運用に関する手引き 令和5年3月版」参照のこと。